
令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和4年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

7番 植村 圭司 議員

6番 山川 忠久 議員

8番 清水 修 議員

3番 武原由里子 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 中原 正博君

6番 山川 忠久君

7番 植村 圭司君

8番 清水 修君

9番 赤木 貴尚君

10番 音嶋 正吾君

11番 小金丸益明君

12番 鶴瀬 和博君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。植村議員。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。7番、植村圭司が通告に従いまして一般質問させていただこうと思います。

時間がないかもしれませんので、早速入ります。

今日は、壱岐の玄関であります芦辺港と壱岐空港、それと中学校の通学方法についてということで、2点質問させていただこうと思います。

まず、1点目なんですけれども、芦辺港と壱岐空港の整備の方針についてということで御質問させていただきます。

芦辺港の長年の懸案事項でありました砂置場移転が決定しました。今実現をしております。その跡地に、ジェットfoil乗り場が移転することが決まっているということで、これからいよいよ壱岐の玄関として整備を充実させ、すばらしい港にするようにどうしたらいいかということで、今日はその思いで質問をさせていただこうと思っております。

芦辺港の新しいジェットfoil乗り場の供用開始まで、まだ時間がかかると思われますけれども、今後の芦辺港周辺の整備計画について、具体をお伺いいたします。

また、空港についてですが、壱岐空港はこれまで空港滑走路延長のための調査費用の県要望、壱岐空港整備促進期成会の活動など、官民一体となった動きがあることは承知をしております。

これまでは、ORCのダッシュエイトQ200だけが退役をするということで、後継機の機材の心配もありまして、滑走路延長が必要だったわけですが、滑走路1,200メートル、つまり今の壱岐空港で離発着可能なATRという機材が導入されることが昨年12月に発表されました。

今年、令和4年度にそのATR導入されまして、5年度に就航、7年度から2機体制とすることが発表されております。これを機に、現実的には今後直ちに滑走路延長等の実現が難しくなったのではないかと考えております。

過去の一般質問でも質問がありまして、空港についてはまず県に調査費をつけていただいて、空港滑走路の位置を定める段階と合わせて、空港ビル建設計画も検討しますという答弁がございました。

この答弁にもありましたけども、具体的な話としては、県要望も否定はしませんけれども、この調査費がつくハードルが上がったものじゃないかと考えております。

現空港は、昭和41年供用開始で、築56年老朽化が進んでおり、壁や屋上にはひび割れが走っております。雨漏り対策もしてあるようです。補強もされております。

しかしながら、耐震化はされていないように思います。売店も事業者の方の御努力で、入り口付近でやっとできる状態です。以前、これは国の大臣の方が来られたんですけども、大臣付のSPの方に言われたんですが、空港内の構造上、国の要人ですね、皇室であるとか大臣級の方々が来られた場合のVIP対応も、警備が厳しいということでもございました。

そして、最近では小型機専用のボーディングブリッジがある空港もありますけれども、そこまでは言いませんが、空の玄関としてお客様を気持ちよくお迎えし、見送れる空港になるように建て替える計画がそろそろ必要じゃないかと考えております。御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） おはようございます。それでは、7番、植村議員の御質問の芦辺港と壱岐空港の整備方針についての、芦辺港については、農林水産部が担当しておりますので、私から答弁をさせていただきます。壱岐空港については、市長から答弁がございます。

御質問の内容は、今後の芦辺港周辺の整備計画の具体的な内容についてでございます。まず、芦辺漁港の砂置場移転につきましては、芦辺港ターミナルビル建て替えに伴い、合併前の旧芦辺

町時代から検討が重ねられ、平成18年3月にターミナルビルが整備されてからも、実現できていなかった懸案事項でありました。

今回の砂の受入れ先であります郷ノ浦港鋸崎地区の受入れ条件整備等が整い、併せて関係業者の同意が得られましたので、本年1月から移転することができました。これまで砂置場移転に御尽力、御協力頂きました関係者の皆様に改めてお礼を申し上げます。

さて、整備計画の具体的な内容につきましては、芦辺漁港は県営漁港であるため、基本施設である外郭施設や係留施設については、長崎県で整備されることとなります。その他の補助事業対象とならない工事等については、市が実施することとなります。

県が整備される事業といたしましては、マイナス7メートル泊地、導流堤、浮棧橋の整備、内防波堤の改良を令和3年度から着手し、令和5年度完成に向けて現在取り組まれています。

次に、市が整備する事業といたしましては、上下専用通路整備、浮棧橋の屋根の設置、ターミナル改修、駐車場等再編整備を令和4年度から令和6年度まで実施する予定としており、特に駐車場等再編整備につきましては、利用者等への意見聴取並びに整備計画の検討を図ることにより、よりよい整備計画にすることを目的とした整備検討委員会を設置することとしております。

今後、県等と連携を図りながら、早期完成に向けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 植村議員の御質問、壱岐空港の整備方針についてお答えをいたします。

現在、長崎空港と壱岐空港間で運行しておりますダッシュエイトQ200型機につきましては、構造的寿命を間もなく迎えるため、後継機の検討が重ねられてまいりました。

その結果、オリエンタルエアブリッジ社は、次期後継機として壱岐空港の滑走路長1,200メートルで離発着可能なATR機、これは旧200型機よりも9席多い48席を有する機種でございます。かつ800メートルでも離着陸が可能だとされている機種でございます。

そのATR機2機の導入を決定されたところでございまして、令和4年度から順次導入され、パイロットや整備士等の養成を行いながら、令和5年度後半から定期便として就航を開始し、令和7年度からATR2機体制での運行を目指すこととされております。

今回、ATR機導入によりまして、壱岐の空路の維持存続は確保できたものの、現在の1,200メートルの滑走路長では、福岡や関西以遠からのチャーター機の誘致等は厳しいものがございます。

壱岐市の振興発展には、どのような機種であっても離着陸可能な最低1,500メートル以上

の滑走路の整備が必要と考えておりました、県知事に対し壱岐空港滑走路の延長を重点項目として継続して要望しておるところでございます。

また、平成30年8月に壱岐市国境離島新法制定民間会議による空港整備促進期成会が設立され、今後も滑走路延長を目指すという共通認識で取り組まれております。

一方、壱岐空港ターミナルビルにつきましては、昭和40年10月に竣工し、既に56年が経過し老朽化も進み、修繕等に費用がかさんでいる状況でございます。耐用年数、鉄筋コンクリートで言いますと50年でございますけれども、耐用年数も過ぎているため、改築の時期は来ているものと考えております。

耐震診断につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律において、特定建築物に分類されておりました、航空機の発着所を構成する建築物、いわゆる空港ターミナルビルにおいては、現行の新耐震基準に適合しない、昭和56年5月以前に建築確認を受けた建築物ではありますが、耐震診断、改修対象の3階建て以上で床面積が1,000平方メートル以上の建物には該当しないため、壱岐空港ターミナルビルは耐震診断及び耐震改修の対象外となっております。

ただいま現状について申し上げましたが、滑走路の延長については、県に対し要望等を行っており、仮に滑走路長が1,500メートルということになれば、滑走路幅が現在の30メートルから45メートルとなるとともに、着陸帯の幅も広くなることから、現壱岐空港の拡幅も必要となりますので、現ターミナルビルの位置を大きく変える必要が出てまいります。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、ATR機が導入された、こういった状況の変化にかんがみ、壱岐空港整備については、今後の方針をどのようにするかについて市議会、壱岐市、そして民間が一体となって再協議する必要があると考えております。

以上のことから、空港整備については総合的に判断する必要があることから、現時点においてターミナルビルのみの方針については、考えていないところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。最初の芦辺港のほうから先にまいります。

芦辺港のほうは、砂置場の件ですけども、事業者の方には御協力頂きまして、誠心誠意対応していただきまして感謝申し上げたいと私も思っております。ありがとうございます。

そして、今後の整備内容につきましては、その整備検討委員会で話されるということでございましたので、そちらのほうに任せたいと思っておりますけれども、この整備検討委員会のメンバーはどういう方か決まっていますでしょうか。決まっていれば大体でいいんですが、教えていただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 整備計画の検討委員会のメンバーはということでございますけれども、今予定をいたしているところでは、現段階では地元漁協、市商工会、市観光連盟、タクシー協会、トラック協会、レンタカー協会、バス会社、海運会社、県振興局等を想定をいたしているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。大体そういったメンバーかなとは思っていたんですけども、やっぱり利用者の目線というのは要ると思うんですね。こういうハードを建てる場合に、後になって「もう少しこうすればよかったのに」とか、「何でこういうふうになっている」とかっていうふうな、「ちょっとこう、もう少し頑張れば改善できたんじゃないか」という話がよく聞こえてくるんですね。

特に、障害者の方ですね、弱い立場の方の意見というのは、なかなか反映しづらかったのかなというところも私は思っています、例えばその車椅子の方とか、盲者の方とか、結局弱い立場の方の御意見がなかなか反映されなかったんじゃないかというふうなのがありまして、できましたらこの整備検討委員会の中に、その充て職の方々以外に、障害者の当事者の方に入っていたきたいというふうに思っているんですね。

社協の方とか福祉関係者の方が以前にも入っていることがあったんですけども、なかなかそういった方の御意見も、当事者の目線でできなかったということも聞いたことがあります。ですから、こういった検討委員会の中に障害者の当事者の方を入れるということをひとつ提案をさせていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） はい。幅広いそういう方々の声をお聞きするために、構成メンバーとして最終的にその中に加えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 対応していただけるということで、前向きな答弁でございました。なるべくこういった広い意見を集めるために、民間の方の声というのも広く活用していただきたいと思います。

整備検討委員会がありますので、そちらのほうにほとんど預けるわけなんですけれども、例えば待合室でありますのは、今ターミナル内にしかないと思うんですけども、1階に椅子が少ないとかっていう問題が出てくると思うんですが、こういった何か細かい話というのは、まだ全然これからという状態でしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） はい。ただいまジェットfoil乗り場、新しいターミナルの中の待合室の関係でございますけども、従来建設当時が、そのジェットfoil乗り場として今観光連盟が入っているところが、その待合室ということになっておりますので、そこの調整が必要となってまいります、そのいわゆる配置的には、そこが待合所というようなこととなります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） そうしますと、その椅子が足りないとかっていう話が若干出てくるのかなと。あとはその駐車場の問題については、ジェットfoil乗り場の近くに駐車場が集まってくるだろうというふうに思うんですけども、その動線ですね、車と人の動線、それとターミナルからポンツーンまでですね、浮き桟橋までの動線、これも結構距離があるのかなと。

ですから、ここについてもその障害者の方とか、あとは弱い方のことを配慮した設計なり、構造なりっていうふうにしていただきたいんですが、そこについて御意見いただければ。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） そこも含めまして、検討委員会の中で検討させていただきたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ほかに切符売場とか観光案内所、もろもろレイアウト的なところがありますので、この整備委員会の中でしっかりと検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、空港のほうに移りたいと思えます。

空港のほうは、今市長から答弁を頂きまして、総合的に考えていきたいということで、議会と民間と市のほうでもう一度考えるというふうなことでございました。

私は、その判断すばらしいと思えます。これまで6年間県のほうに要望してまいりまして、著しい進展が見えなかったわけでございますが、ここにきてやっぱり機材も変わりまして、時代が変わっているということを反映された結果だろうと思えます。

ですから、この建て替えをすぐというわけにはまいりませんが、ここの空港の構造、滑走路、ターミナル含めて総合的にしっかりと検討していただきまして、御提案を願ひたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。これは私のお願ひということで、空港についてのお願ひということで、しっかりとそこを双方向的にやっていただきたいと。

ここちょっと私も1つ注文したいことがありまして、空港は私もよく案じておったわけなんですけれども、国からの指摘があったと思うんですね。

といいますのも、具体的な就航見込みであるとか、候補地の用地見込み、こういったものがやっぱり決まっていけないと、話が前に進まないのかなど。具体的な話があって、県も国も耳を貸すというふうになるのかなということであれば、やっぱり壱岐市の中でよく話をし、協議した上で県とか国と協議をするといった枠組み、これをしっかりつくっていただきたいというふうに思っております。その件でちょっと御意見頂けると助かります。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） このQ200型機からATR機に変わる、ここに大きな県の決断というか、あったわけですね。今までJAL、いわゆる日本航空系統がそのATRを主に使っていた。ANA、全日空がダッシュエイトだったわけですね。それを、なかなかそういう機種を变えるというのは、御存じのように機種が変わるだけでも、パイロット、整備士等々、相当な金がかかるわけです。

そういった中で、議員御存じのように、国が地方路線、航空路線については、その辺の融通というか、連携をなささいよと、国内の地方路線の会社にそういう勧告を出しました。そういったことから、今からやはり先ほど申します日本航空系、全日空系、そういった系列の会社が、やはり機種、機材、あるいはそのパイロット等の技術者でしょうけど、そういったものも融通し合うというような状況が生まれております。それが、これになったと思っております。

そういった中で、やはり先ほど議員おっしゃるように、壱岐空港を滑走路延長というのは、相当ハードルが高くなったと思っております。そういった中で、先ほどの返事になったわけでございますけれども、議員おっしゃるように、やはり県等々と連携をして、そしてお互いが納得し合ってこの問題は解決していかなくちゃいけないと思っておりますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 知事も新しくなられました。ここはやっぱり改めて壱岐市のことを訴えていただきまして、しっかりと県のほうとも対応していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、2つ目に入ります。

2つ目に、中学校の通学方法についてということで質問をさせていただきます。

先月2月、市のPTA連合会と市議会総務文教厚生常任委員会で意見交換会をさせていただきました。そのときに、「スクールバスの対象区域になっているところと、なっていないところの不公平感が強い」。また、「スクールバスが駄目なら、自転車通学も認めてほしい」といった声が上がりました、御意見賜りました。

スクールバスにつきましては、以前から市議会でも取り上げられておりまして、私も4年前に

質問させていただきました。「現時点で見直す予定はない」という話だったりとか、昨年9月の同僚議員の一般質問でも、「現時点での運行規則の見直しの予定はない」との答弁が続いております。

市PTA連合会との意見交換会では、遠距離を徒歩で通学していると、通学中に野犬や不審者に遭遇したことがあるとか、あと暗くなってから危険ということなど、具体的に危険な思いをされているということが切実に訴えられました。遠いのにかわいそうと、歩くのはかわいそうだというような感情の問題ではなくて、現実的に通学中に危険を感じているという事実があるということが分かりました。

今後、スクールバスの通学区域のことについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

また、自転車通学については、過去にも1回質問しているんですけども、そのときは芦辺中学校については、新しい学校の方針のもと実施でまともまっているというお答えがありまして、ほかの中学校は統廃合時に意見がなかったとの話が4年前の話でした。

今、自転車通学している人はいないようなんですけども、現時点でのお考えはどのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 7番、植村圭司議員の御質問にお答えします。

議員御承知のように、中学校にスクールバスを導入することになったのは、平成23年度に中学校の統廃合が実現し、生徒の通学距離が6キロメートルを超えたり、通学路がこれまでとは大きく変わって、通学への不安を解消する必要が生じたためでございます。

お話のように、スクールバス導入後、いろいろな質問や意見も出されました。今日までの経過について、改めて少しここで詳しく説明をさせていただきたいと思います。皆さんで共有していただくとうれしいのですが。

学校の統廃合というのは、市民や住民にとってとても大きな生活問題です。とりわけ、統廃合の対象となる学校の保護者や子供たちにとっては、これからどうなるのだろうと多くの不安を抱くことになりました。

彦根市における中学校を規模適正化をしなければという要望等を受け、中学校の統廃合を検討することになり、検討委員会が設置され、その答申に基づいて市教委としても協議をしていただくことになりました。

この規模適正化に理解をしていただき、何とか歩み寄っていただくために、多くの時間をかけて話し合いを重ねてまいりました。

これまで自分の家族の者の誰もが、長年親しみ通学をした母校が、永遠になくなると、なくなるとかもしれないと、そういう現実を受け止めるには長い時間が必要です。

財政状況の厳しさから、新しい場所に新しく建設する方法を選ぶことができませんでしたので、既存の校舎の中でスタートする方向で協議をしていただくことになり、子供たちのために中学校をどの校舎を使うかという視点でまず御検討頂きました。

適正規模の考え方には、小学校6年までの少人数で過ごしてきた学校の人たちからしますと、青年前期に入る中学校生活のこの成長著しい時期では、進級をするときにクラス替えができるようにするためには、学年2クラス以上あることが望ましいという考え等をしていただき、廃校になる寂しさを乗り越えながら統合することに歩み寄っていただいた経過がございます。

統合する場所が決まったときに、その学校の子供や保護者は、これまでどおりの中学生生活ができると安心された経過もあります。一方、廃校になることを受け入れてくださった学校の子供や保護者は、大きな不安を感じておられました。通学はどうなるのだろうか大きな不安です。

統合により、それまでにはなかった通学距離、あるいは通学の道順等、その対策としてスクールバスを導入することになりました。そのスクールバスに乗せる生徒の範囲をどうするかについて、統合前の準備委員会で何度も協議を重ね、最終的に現行のスクールバスの運行規則が制定されました。

スクールバスに乗車する生徒の範囲を、「中学校規模適正化（統廃合）により校区が新たになった生徒の利便を図ることを目的として運行する」と運行の目的を定めているわけです。

スクールバスの運行が開始されると、それまで気づかなかったことも出てまいりました。先ほどお話にありました不公平を感じる部分が距離によって出てまいりました。スクールバスに乗車している生徒の通学距離より、歩いて通学している距離が長い、これは不公平ではないかという気持ちが現実として出てきたのは、何度もお尋ねを頂きました。

まさにこの不公平と思わせる事例は、校区によってということに考えをしますので、これまでその校区、校区の境界にいられる方たちは、それまでの中学校にも比較的長い通学距離をしていた方ですが、たまたまこういう統廃合になり、新しい学校に通う距離としては、短くはなったというそういう現象もあったということになります。

運行規則の見直しをしてほしい、するべきだという声になり、スクールバスの運行を開始した平成24年度の12月に、スクールバス検討委員会を立ち上げ、いろいろな視点から議論をしていただきました。その協議をする中で、絞られたことが2つ。

1つ目は、統合に歩み寄っていただいた生徒や保護者の気持ちは、大切にしなければならない。2つ目は、いわゆる逆転現象についてどうか解消する方法はないのかということでした。

この2つ目の遠距離を徒歩で通学している生徒で、スクールバスに乗車させることの協議をし

ていただきました。通学距離が何キロメートル以上の生徒は、じゃあ乗車させるという方法で運行の目的の規定を定めるとしたとき、その何キロメートルにするのが適切かという点で、悩みが出てまいりました。

例えば、3キロメートルという数字で設定をいたしますと、地図上でコンパスを使ってその3キロメートルを決めるのがいいのか、実際に子供たちが歩く道順の実距離を決めるのか。あるいは、その3キロメートルと仮に決めた場合、それより10メートル少なかった場合に乗車できないことになる、そういった少ない距離の違いによって新たな不公平感をもたらすことはないだろうか。

また、この3キロメートルの数値が、統廃合をしていない石田中学校にも適用しないと、またまた不公平感をもたらされることになるだろうと。さらに、壱岐市内の小学校では、ほとんどが徒歩通学をしていますので、その通学の中で3キロメートルを超える遠距離通学をしている子供がいた場合の不公平感も、また皆さんとしては大きな課題として捉えることになるだろう等々が出てまいりました。いわゆる何キロメートルにするというこの線引きの難しさを、検討委員は感じて悩みました。

そのような協議を進める中で、委員の中の自分の子供の学校は、今回の統廃合では廃校になりませんでした。なおかつ、私のところの距離は4キロメートルを超える形のところですが、次のような発言を頂きました。「私たちはもともとスクールバスがなかったのだから、今のままでいいです」という言葉を頂き、検討委員会のメンバーはスクールバスに乗車させる生徒の範囲を決める数値等について、よい案にたどり着けない中で、この言葉に納得をし、現在の規則どおりで運行していこうということに落ち着いたところでございます。

母校をなくして統合に歩み寄っていただいた生徒や保護者の気持ちを寄り添ったこの発言に、今納得をしてきているところでございます。

さらに申し上げますと、中学校統廃合して10年経過したのだから、スクールバスの乗車する範囲を見直すべきと結論づける考え方は、適切ではないと考えます。つまり、母校を永遠に無くして、その寂しさややむを得ず統廃合に歩み寄ったというむなしい気持ちを、10年という年数で片づけることは、適切ではないと考えるからです。

廃校になった母校を体験した方の気持ちを大切にすることが、行政の責務だとも捉えております。

徒歩通学について危険を感じるということでのお話がありましたが、この危険を感じることにについては、スクールバスの運行ということとはまた少し視点は異なって捉えたほうがよろしいかと思えます。通学路安全点検等を実施しながら、子供たちの安心、安全な通学については、いろいろな形で整備を図っておりますので、それと併せながら考えさせていただきます。

自転車通学につきましては、議員が御理解をされているように、私どもは要望が出たらその整

備はいたしますということで、簡単に言えば答えております。例えば芦辺中学校の場所が現在の旧那賀中学校の跡に移動した際にも、もし旧那賀中学校校区の皆さんの中で、自転車通学を希望される場合は、どうぞ申し出てくださると、その点についての対応は教育委員会としてもしっかりいたしますと。

ただ、ヘルメットの義務、あるいは整備点検、安全の指導等、それぞれこれまで旧那賀中学校が自転車通学をされていたときのノウハウ等をもとにしながら、何よりも子供たちの安全を求めていますので、じっくり時間をかけていたします。

その後、1年4か月たちましたが、説明会の折にはお尋ねはありましたが、具体的に自転車通学を認めてほしいという要望がまだ届いてはおりません。

市内のほかの中学校についても、そのような要望が出れば当然考えますし、基準になっている数値は、ひとまず自転車通学は通学距離が3キロメートルを超える子供たちをということで対象にしながら、駐輪場等も含めた整備はさせていただきたいと考えております。

長くなりました。どうぞよろしく申し上げます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 時間を取っておいてよかったなと思っています。といいますのは、る説明を頂きまして、大体これまでの説明のとおりだったわけでございますけども、まず最初に小学校のスクールバスは置いておきます。今日は中学校の話をしておりますので、スクールバスは小学校の話ではなくて、中学校に統一したいと思います。

そして、まず自転車の件ですね、これは確認なんですけれども、芦辺中学校は従来どおりの答弁でありましたから、要望があれば認めることも考えるという話。それと、芦辺中学校以外についても、要望があれば検討するというふうに理解して、そこはよろしいでしょうか。はい。

ここですね、この前のその市PTA連合会との話の中でも私説明させていただいたんですけれども、従前から自転車については、教育委員会は否定はしていなくて、申出があれば協議をするなどの結論を出して、自転車通学を認める方向だということでお伺いしておりましたので、そこもそのとおりだというふうに確認ができたと思います。

ですから、今3月ですけれども、4月になって新年度になりまして、新しい学校生活が始まるわけでございますけれども、保護者の方々で自転車通学ということをもし御希望の方がいらっしゃれば、要望等なりすれば何かしらのアクションがあるというふうに考えていいと思います。

その次に、今度はバスなんですけども、スクールバスの話。教育長がおっしゃいました中に、10年たったからといって変更するというふうな話をされたかと思うんですけれども、この指摘は私していなくて、10年たったから変えましょうということ、私は言っていないわけです。

むしろ現在危険だというふうな話でありますとか、あとはその不公平だという話が新しく起きているものですから、それに対して対応していただきたいというお願いをしているわけでございます。

この点で、平成24年12月の検討委員会の話ですね、これがずっとお話が来ているわけでございまして、この保護者の方のお答えですね、「私たちはもともとスクールバスがなかったのだから、今のままでいいです」と言われてという話、これをずっと10年間伝わってきているわけでございます。これを根拠にして、今も変わっていないと。

私が申し上げたいのは、この話を通すならば、未来永劫ずっと変わっていかないというのじゃないかと思えます。そうではなくて、時代の流れとともに新しい考え方をしていかないと、乗り遅れていくんじゃないか、取り残されるんじゃないかというふうな思いでありますので、この今の考え方の10年たったからということじゃなくて、危険だからとかいう考え方が必要じゃないかというふうに思っております。

要は、安心、安全の通学路のために、スクールバスを導入するという考えが至極もったもな話じゃないかというふうに思います。

その件につきまして、私も何とか話を前に進めたいと思ひまして、いろいろ調べました。同じような問題に直面している市がありまして、滋賀県の米原市なんですけども、全然土地勘もちょっと分からないような感じのところなんですけども、大体壱岐市の人口よりも多くて3万7,000人、面積250平方キロメートルと、壱岐よりも人口も多く、面積も広いところではありますけども、人口密度が174人が壱岐市なんですけども、密度が148人ということで、壱岐よりもちょっと人口の密集度合いが低いところなんです。

ここの米原市の考えている通学の在り方について、こういった提言書がございまして。教育長、よろしいですか。これ引っ張ってきたんですけども、滋賀県米原市における通学の在り方に関する提言書というのがありまして、これは滋賀県の米原市がつくっていて、米原市における通学の在り方に関する検討委員会ということで検討しております。

この検討委員会の話の中で、「特に学校統廃合によるスクールバス運行の実施により、今までの徒歩通学者との格差が生じているなど、課題があるという認識の下に、生徒の通学時の安全と安心を確保するため、改善及び充実を図ることを目的として、この検討委員会をつくりました」というふうになってございまして、大体壱岐の今の状況と似ているのかなと思ひます。

この検討委員会の話としましては、まず米原市全体の通学の在り方を検討し、改善、充実を図ることを目的としているということがありまして、「改めてスクールバスの運行についての基準を整理する」という会がございまして。

その検討委員会の中で意見がいっぱい出てきてまして、例えば「学校の統廃合によりスクールバ

スを運行したため、徒歩通学とのバランスが崩れている」。この場合は、熊が出るみたいで、「熊の出没や不審者対応など、通学に関して地域からの要望がある」とか、「徒歩にした場合、通学の安全確保が必要になる」といった御意見があった一方で、ほかにも「統合がスクールバスの運行が条件だった。保護者の思いで変わっていいものか。遠距離の地域でも保護者が歩かせることを決めた。今の保護者はよいが、将来どうするか」といったことが、この検討委員会の委員の中から意見が出てきています。

この検討した結果、課題が浮かび上がりまして、この意見の結果、「防犯上の問題がある。自転車通学者は交通事故の心配があり、交通安全対策が必要だ」とか、「何らかの基準を整理する必要がある」と、その必要性というのを浮かび上がらせています。

この浮かび上がらせた課題につきましては答えが出ていまして、「地理的要件により教育委員会が必要と認める場合は、スクールバス等の利用を認める」としていまして、通学について自転車通学とスクールバスの通学方法についての基準というのを明確に出しております。

ここでいきますと、通学距離が3キロメートル以上の地域、字というふうにしていますけれども、字ということで3キロメートル以上の壱岐で言うと触ですね、触に当たるところがその通学地域ですよというふうに定めています。

こうやって、市が提言書として通学の在り方を考えていると、検討しているということがありまして、こういったことも壱岐市はすべきじゃないかというふうには私は思っているんですが、これまで全く検討することさえも検討しなかったという状態よりも、一歩踏み出して、まずは検討しましょう。検討した結果、答えを導こうと、そういった姿勢が大事じゃないかと思うんですけども、教育長いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） はい。植村議員の再質問の中でお話に頂いていることについては、十分お聞きしております。先ほど申しますように、今の時点でもスクールバス検討委員会をやはり設置して、検討すべきじゃないかということも、これまでもお伺いしたときに、やはり私どもが検討委員会を開いたときにお示しする資料、あるいは案、その分での線引きについての適切な案というのに、まだたどり着かないわけですね。

スクールバスをかなり配置することになれば、財源の問題が当然伴ってまいります。現在もかなりの金額で運行をさせていただいているんですけども、そういった点についても、しっかりと進めて用意できてお話をした、その暁になおかつスクールバスに乗車させる児童生徒の範囲はどうかという点になってきます。

議員がお話になるように、中学校だけのスクールバスで考えればよいというその考え方は、少し受入れができません。中学校である程度のことを進めていったら、当然小学校でもその不公平

感に至っているのは、やはり距離の問題です。

加えて今日おっしゃった安全、安心の問題がそこに加わってきているということになりますので、その辺は総合的に考えさせていただきますので、検討はずっとしております。ただ、線引きの妙案にたどり着けていないというのが、大変申し訳ない結果です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁頂きまして、小学校の話は分けたのは、話をシンプルにしようという意味で分けただけであって、最終的に小学校と中学校がよく考えていかないといけないのは共通認識です。そこはちょっと情報共有していただきたいんですけども、話をシンプルにしようと思って、今中学校だけをやっているという話ですね。

そして、この線引きが決まらないと、何台のバスが必要かとか、どれだけ経費がかかるかとか、市として財源はどれぐらい要るんだという話が全くできないと思うんですね。

だから、そういった財源がないからとかいう話じゃなくって、まずはその線引きを決めないと、先に何も進まない状態がずっと続くっていう話を私はしていて、その線引きをするために検討委員会をしたほうがいいですよという話をしているんですね。

検討委員会をするためにも、その材料が要ると思うんですけども、教育委員会として何かそこは材料集めをされたのか、そこだけ確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 議会でも、あるいは各学校のPTAの活動の中でもいろいろな取組をされて、このスクールバスについての意見等は教育委員会にも寄せていただいておりますので、その都度検討はして、微々たるものですけど資料等の収集はしております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 時間がありませんが、これで終わりますので、その検討内容を私のほうと後ほど、いつか見させていただければと思います。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、6番、山川忠久が一般質問をさせていただきます。

今回は、壱岐市の犬猫保護の取組について質問をしたいと思います。市民の関心も高いと思いますのでよろしくお願いします。

長崎県内で保健所が引き取った犬猫の殺処分率は、令和2年度で全国ワーストの71%で、壱岐市もかなり高い数値で推移している状態だと認識をしております。

また、議会でも度々、野犬の対策については取り上げられますが、なかなか効果が上がっているようには見えず、全島的にも野犬が徘徊し、特に群れをなしている犬も見かけられますので、子供たちにとっての通学の脅威ともなっております。

また、野良猫についても、ふんの被害に困っている住宅地などもあり、壱岐市にとってのイメージダウンの一因になっていると思っております。

さきに行われた長崎県知事選挙において初当選をされた大石新知事も、世界に発信する長崎の取組として動物の殺処分ゼロを公約に掲げており、これからの取組に期待をするとともに、壱岐市もこの不名誉な状況からの脱却を図るべく、官民協働での取組が求められていると思いますので、以下の質問をしたいと思います。

まず1つ目、野犬や野良猫の原因となるのは、やはり人間の無責任な行動の結果、こういうことになっていると思います。飼いたくて飼ったものの、世話ができなくなって遺棄をしたり、野良の子猫がかわいいからといって餌づけをしたりと、そういう行動によってさらに環境の悪化を招いているというのが現状だというふうに思っております。こういう状況を多くの市民に認識していただき、そうした行動をしないように促していく啓発活動が何より大切かと思いますが、壱岐市ではどういう取組をされているのかお伺いします。

2つ目、平成25年度までは去勢、避妊の手術に助成があったと認識をしていますが、これが廃止になったことも今のこの状況の遠い要因になっているのではと推察をしております。これを復活するという事はなかなか難しいかもしれませんが、新たな制度の検討はされないのかということをお伺いしたいと思います。

3つ目、長崎の現状を憂慮した方々が殺処分ゼロを目指して活動をされております。そうした活動が県知事選の公約の後押しにもなったのではないかと考えております。壱岐市内でもそうした動きへの賛同の輪が広がっており、始まったばかりですが、定期的集まって情報共有をされながら活動をされております。

なかなか財政難という中で、市民も財政が厳しいという状況を市民も察知されて、自分たちでできることはやっつけていこうと、それが壱岐市のイメージアップにもつながるということで活動されておりますので、こうした状況を壱岐市がどういうふうの後押ししていくか、連携していくかということについてお伺いをしたいと思います。

それから4つ目、野犬の捕獲については、一般質問、予算委員会や決算委員会などでも度々取り上げられており、長年の課題となっておりますが、やはり警戒心が強く、効果のある対策が取れていないのではないかと感じております。懸命に努力をされていることとは思いますが、ほかの市町では効果を上げている自治体もあるかと思えます。やはり専門家を招いての取組というのが必要ではないかと考えておりますが、こうした専門家との連携の可能性についてお伺いしたいと思います。

以上、4つの点について御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 6番、山川議員の御質問にお答えいたします。

犬猫の保護につきましては、今回、4項目の御質問をいただいておりますが、まず犬に関しましては、狂犬病予防法の下、野犬等の捕獲が可能となっておりますが、猫に関しましては、動物愛護法により終生飼育や虐待防止などの罰則規定が定められております。

したがって、市では猫の捕獲は行っておらず、壱岐保健所が相談窓口となり、不幸な犬や猫を減らすため、啓発活動や譲渡活動など様々な取組が行われているところでございます。

1項目めの市民への啓発活動でございますが、犬猫を飼うに当たって最も重要なことは、飼い主が愛情と責任を持って終生まで飼うことであり、このこと以外にも飼い犬登録、予防接種の義務を守ること、放し飼いをしないことなど、飼い主の皆様にご理解いただけるよう、これまで市報、回覧、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、周知を行ってまいりました。引き続き保健所と連携を図りながら、さらに御理解を深めていただけるよう、定期的に周知を行っていく予定でございます。

また、大石新知事が殺処分ゼロを公約の一つに掲げられており、今後、大きな期待を寄せ、長崎県と連携を図ってまいりたいと考えております。

2項目めにつきましては、御指摘のとおり、本市の不妊対策への助成制度は、活用の多くが室内で飼われている犬であり、野犬の増加対策としましての効果が高いことから、平成25年度をもって廃止をいたしております。

また、本年度、公益社団法人日本動物福祉協会が行う犬猫不妊去勢手術への補助制度、これは1頭当たり5,000円の補助が出され、長崎県内で600頭までとなっております。この補助

制度を市報、ホームページで周知を行ったところでございます。

なお、これ以外にも補助制度の方法があれば、今後、随時周知を行ってまいりたいと予定であり、新たな制度につきましては、今のところ考えていないところでございます。

3項目めの民間組織との連携につきましては、壱岐保健所、長崎県獣医師会、壱岐市で構成する長崎県動物愛護推進協議会壱岐支部が中心となり、野犬情報の収集や野犬の赤ちゃんが譲渡可能になるまで、一時的ミルクボランティア活動、保育所収容の動物の飼い主探し、里親募集の周知などを民間組織との連携を既に行っており、犬に関しましては、令和3年度から壱岐保健所で殺処分を減らす新たな試みとしまして、譲渡を目的として大村の動物管理所へ送られており、これまで53頭の実績がございます。

また、先日、犬猫の保護活動をされておられるNPO法人わんにゃん会壱岐支部の方が来庁され、犬猫保護に向けた保健所、壱岐市との情報交換等、連携を深めてまいりたいとの御要望もいただいているところであり、今後、保健所も含めた連携を図ってまいりたいと考えております。

4項目め、野犬の捕獲の専門家との連携につきましては、市内に該当される方がおられるかは、市では把握しておりません。

議員御承知のとおり、現在、壱岐市では野犬捕獲業務を2名の方に委託を行っており、捕獲方法に限られる中、捕獲器による捕獲が最も有効な手段であり、現場の状況に応じた捕獲器の設置など、試行錯誤をしながら捕獲に努めている状況でございます。実績としましては、令和2年度153頭、令和3年度は2月末で174頭捕獲をしている状況でございます。

このように市内の野犬捕獲数は、市民からの通報により年々増加傾向にあります。これからの時期、野犬の活動が活発になりますので、今後も保健所の獣医師に相談し、指導を仰ぎながら野犬対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 犬と猫については、捕獲の方法などの対応が違うということで答弁いただきましたので、先に犬のほうからちょっと再質問させていただきます。

答弁にありましたように、ボランティアでミルクボランティアをして、そして大村のほうに移して、そして譲渡先を探すという活動は承知をしております。大村で壱岐の子犬を持っていくと、人気、こう言って適切かどうか分かりませんが、人気があるらしくて、優先的に飼い主が決まるそうで、それはなぜかという、人間に慣れているそうなんです、ほかのところと比べて。その状況が果たして喜ばしいことなのかどうか、そうじゃないと思いますので、先ほど捕獲の実績等もありました。これも子犬が多いのではないかなと思います。成犬はなかなか警戒心が強く

てかかっていないように思いますので。

そして、質問といたしましては、市内にそういう専門家がいらっしゃるかどうか分からないということでしたけども、対象を広げて、新知事もそういうことを、本腰を入れるということなので、今後、県内でも、それから県外でもそうした専門家についてお招きをするということとはできないものかということをお伺いします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山川議員の質問につきましてお答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、専門家がいらっしゃるかどうかにつきましては把握をしておりますけれども、保健所に獣医師等がいらっしゃいますので、保健所と連携を図りながらそのような取組が新たにできないか考えてまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 分かりました。

質問の答弁を求めませんが、先日から、公用車のドライブレコーダーについて指摘があったと思います。こうしたドライブレコーダーで野犬の状況、どこに徘徊しているかというようなところが記録できて、それでマッピングできれば、またこうした状況を把握して広角的な対策ができるかと思っておりますので、こういったことも答弁を求めませんが検討をしていただきたいと思っております。

次に、猫のほうに質問を移りたいと思います。

こうした去勢や避妊の手術については、かなり高額なところに補助金もそれほど多くは出ないということで、なかなか躊躇されるということがあると思います。

こうした状況で、公益財団法人どうぶつ基金という組織が全国3か所に、猫の捕獲、去勢、避妊手術、そして捕獲した場所に戻すということを一貫してやる活動があるということで情報提供をいただきました。捕獲、手術、そして元に戻すという意味の英語の頭文字を取って、TNRプロジェクトというそうです。そして、その拠点の動物病院が幸いなことに福岡県の筑後市にあるということでお伺いをしました。

ちなみに、なぜ猫を元に戻すかということ、ほかの場所に連れていくと、それは遺棄をしたと、捨てたということになって、刑事罰になるということだそうです。

財団の援助で、全額無料で避妊手術を受けられるということで、壱岐市内でそうした手術を受ける場合には6万円ほど費用がかかるということなので、これを考えると、壱岐から猫を連れて行って、その交通費を考えても十分お釣りが来るぐらいで手術ができるということで、そうしたミルクボランティアの活動なども一層意欲が出るのではないかと思います。

このプロジェクトに参加するには申請が必要で、行政が申請する行政枠というものがあるそう

です。これを壱岐市として申請すれば、自治体がしっかりと関わって取り組んでいますという意思表示にもなって、かなり有効ではないかと思っております。

まだ市内での活動も始まったばかりとお伺いをしていますので、体制が整っていないというところもあるようですので、今すぐというわけではないですが、そういう全国的な取組に参加するだけでも情報が集まりますし、有意義なことだと思っております。まずはこれに参加できるように、島内のボランティア希望の皆さんと既に取組についての話の場は設けられておりますので、こうしたTNR活動についての後押しということでお伺いをしたいと思います。それが再質問の1点目。

そして次に、子猫を保護したときにミルクを一定期間与えるミルクボランティア、その拠点として、壱岐市の空き公共施設が使えないだろうかという希望を持ってあることもお伺いしました。公共施設を民間が活用するには、いろいろな制約等もあるかと思えます。こういう活動に限らず、市民の皆さんも空き施設の有効活用についてはいろいろな思いを持っているということがありますので、全般的な話としてでも結構ですので、こうした空き施設を使いたいと考えたときの手続の進め方、あとはあらかじめ知っておいてほしいことや注意事項などがあれば伺いたいと思います。

以上、TNRプロジェクトへの参加についての検討と、そして公共施設活用の注意事項についてお伺いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山川議員の2項目の追加質問につきまして御回答申し上げます。

まず、公益財団法人どうぶつ基金の事業につきましては、私どもも調べさせていただいたところでございます。

長崎県内では、長崎市と大村市が実施をされていると聞いております。昨年、川棚町も申請をされたということなんですけれども、なかなかハードルが幾つもあって、採択を受けられなかったという話を聞いております。このような取組につきましては、先進地の事例等を参考としながら本市で対応ができないか検討をさせていただければと考えております。令和4年度につきましては、福岡県のみやま市のほうで実施をされると伺っておるところでございます。

次に、ミルクボランティアをする際の壱岐市の公共施設を活用できないかということでございますけれども、使用許可につきましてはそれぞれ所管の各部署に申請をしていただくということになるかと思っておりますけれども、やはり生き物を保護するということになると、鳴き声等の問題もあるかと思っております。その辺も含めまして、やはり周辺の地元住民の方々との合意形成を行っていただいた上で、最終的には申請をしていただく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 公共施設の活用については、しっかりとこれから活動を本格化させていくと思いますので、しっかりと話を聞いていただいて、適切なアドバイスをしていただければと思っております。

それからTNRプロジェクトについては、なかなか採択が、審査条件が厳しいということですが、それも官民がどれだけ本気でやるかということだと思いますので、そのボランティア団体が本気でやるということであれば、しっかりとサポートしていただいて、駄目元でもとは言いませんけども、しっかり申請までこぎ着けていただきたいというふうに思っております。

以上で私の聞きたいことは終わったんですけども、この活動で、TNR活動で手術をされた猫は、麻酔で眠っている間に耳にV字の切り込みを入れられるそうです。それが去勢、避妊手術をした猫の証だということで、その耳の形が桜の花びらに見えることから、桜猫という呼び方をされて、そういう活動をしているというシンボルとしても、そういう猫がいればしっかりと壱岐市は動物の保護に取り組んでいるのだなというメッセージにもなるかと思えます。

あとはボランティアの話になりますけども、なかなかボランティアの活動というものはモチベーションの維持が難しい、金銭的な面でも精神的な面でもかなり負担が大きいと思いますので、しっかりとそのモチベーションの維持につながるような壱岐市の後追いに期待をしております。

それからまた更に新知事も、先ほどから言いますように、しっかりと公約に掲げておりますので、新知事の県政運営の中での独自の取組についても効果のある、そして効果の見込める予算措置に期待をしたいと思います。

そして、市長にもお伺いしたいと思いますけども、こうした県が一丸となって取り組もうという中で、壱岐市の市長としてどういう気持ちで取り組んでいかれるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、山川議員のお話を聞いて、私もTNR活動というものを初めて耳にいたしました。そしてまた、今、ボランティアの活動についても今、壱岐で、わんにゃん会でしたか、そういった方のボランティアというのは、やっぱり動物に大変な愛情を持ってある方のグループだと思っております。そういった中で、おっしゃるようなやはりボランティアというのはなかなかその気持ちを維持していくというのは非常に難しいと思っています。そういった中で、市がこういったサポートができるのかといったものを十分考えなきゃいけませんし、そのためにはやはりボランティアの方々との対話と申しますか、話合いと申しますか、そういったことを密にしていくということがまず第一であろうかと思っております。

また、このTNR活動についても認定のハードルが高いということでございますけれども、やはり市が申請するというところでございます。市が申請して、活動を実際的にはボランティアでやっていただくということになるわけですから、さっきから申しますように、密な民間ボランティアの方々との連携プレーをしていく、そして先ほどおっしゃいました桜猫というようなことで、そういう手術をした猫は区別がつくというようなことでありますから、やはりそういったことも住民の方にもいろいろ周知をしていって、壱岐市の取組、そういったものについてもぜひ新事と連携をして図りながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 前向きな御答弁をいただきました。しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

これからますます活動が活発になりまして、犬猫、動物と人間がうまく共生できるような環境づくりをつくっていききたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時34分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。清水議員。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。3月会議の一般質問、2日目の3番目、お昼が過ぎましたので眠たくなるようなもありますけれども、しっかり元気いっぱい頑張ります。

それでは、8番議員、清水修が通告に従い、大きく2点について質問させていただきます。

今回は、令和4年度を迎えるに当たり、壱岐市の未来に向け、SDGsの推進について、これまでの取組をよりよい方向へつないでいただきたいので、これからの情報発信とコミュニティづくりについてお尋ねします。

特に、SDGs未来都市モデル事業の取組の必要性や実績については、まだまだ市民の皆さんに十分な理解がされていないようなことで、私自信は残念に思う一人です。

3月会議の施政方針の初めに、(1)SDGsの推進について、市長は、「まだまだ情報発信の工夫が必要だという声を頂いていることから、令和4年度は、大きく3つの柱として、1つ、SDGs浸透のための情報発信の強化、2つに、対話会を中心に島内外の企業や個人の挑戦をサポートする共創の仕組みづくり、3つ目に、SDGs教育による未来を担う人材の育成に取り組んでまいります」と述べられましたので、この3つの柱についてお伺いします。

繰り返しになりますが、1つ目、情報発信の強化について、これまでの情報発信の取組の現状と課題を今後どのように強化されるのか。

2つ目に、対話会はこれまでとは違う形態で取り組んでいかれるのか。

3つ目に、挑戦をサポートする共創の仕組みづくりとはどのような仕組みづくりを考えておられるのか。

4つ目には、少し違うところがあったわけですが、地域プロジェクトマネージャー制度というのが上げられてました、後のほうに。その件の関わりもあるかと思いましたので、4つ目に、地域プロジェクトマネージャー制度の活用についてどのように考えておられるのか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

SDGsにつきましては、日本国内においてもようやくその考え方が社会に浸透しつつあり、壱岐市はこれまで先駆的に取り組んできたところがございますが、市民の皆様への情報発信が足りないという御指摘も頂いております。そこで、令和4年度はコロナ禍による社会変化も踏まえ、いま一度現在地を確認し、2030年に向けてどのような事業を優先的に取り組んでいくべきか、市民皆様との対話を生かしながらロードマップをつくり上げていきたいと考えております。

①の質問、これまでの取組の現状と課題についてはということでございます。

経済の取組として、スマート農業を推進してまいりました。基幹作物であるアスパラガスのハウス栽培におけるAI（人工知能）と連携した自動灌水システムを開発し、このシステムを導入することで、収穫量の増加や作業時間が短縮されることが実証されております。また、実証事業により取得した栽培データを基に栽培マニュアル等を作成して、壱岐市農協アスパラ部会等を通して農家の皆様へ情報提供をしているところでございます。

なお、この取組において、国内のスマート農業を先導している代表的な企業との連携体制が構築をされております。今後は、本市の農林課をはじめ、農業関係団体で構成される壱岐市スマート農業推進協議会と様々な企業等が連携していくことで、本市の農業における課題解決につなげ

てまいります。

社会面では、市民対話会を開催をしております。市民皆様のやりたいこと、つくりたい未来のアイデアを共有し、推進する仲間をつくり、自ら行動を起こしていただくことを目的としております。また、壱岐高校における探求の活動等とも連携し、様々なアイデアが生まれております。

一方で、参加者のうち、島内の大人の比率が減少傾向にあるという課題もございます。

環境面では、ナッジといいまして、正しい行動を取るように肘で軽くつつく、またはそつと後押しをするという意味の行動経済学的手法を活用し、小学校における海洋教育、中学校における住み続けたいまちづくり運動を通して、子供たちのSDGs教育を進めております。この取組においては、保護者や地域の皆様へのインタビュー及び体験学習の際の地域との交流を通して、学んだことを子供たちから地域の大人の皆様へ伝えることで、環境問題に対する意識や行動変容の波及効果が生まれているものと感じております。

次に、②の対話会はこれまでと違う形態での取組ですかという御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、対話会の課題として、島内の大人の参加比率の減少がございます。参加したことがない方にお話を聞くと、「事業として実施したいので、対話会に参加しても実現できない」との意見もございました。対話会はあくまで主体的に市民の皆様へ御参加頂き、仲間をつくって自ら行動を起こしていただく場ではございますが、来年度からは事業化を検討されているような方にも参加頂けるよう改善していきたいと考えております。

そこで、全体の対話会の場合は例年どおり年3回開催してまいりますが、さらに未来を担う若い世代を中心に、例えば商工会や観光連盟の青年部などの座談会を開催し、事前に対話を重ねながら、熱い思いを持って参加頂ける方を巻き込み、全体の対話会につなげていくことができればと考えております。

次に、③挑戦をサポートする共創のサポートづくりとはどのような仕組みづくりを考えていますかという質問についてでございますが、一般社団法人壱岐みらい創りサイトにおいて、SDGsやテレワークの推進により、本市に不足している技術やノウハウ、販路等を有している企業との連携が可能となってきております。そこで、これらの企業との継続的なコミュニケーションを図りながら、本市の現状や課題を共有するネットワークをつくることで、対話会等における市民皆様のアイデアの具体化に必要なスキルや人材のマッチングを行ってまいります。

また、アイデアの事業化に向けた試作や実証には経費がかかりますので、その点について行政から支援する仕組みとして、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング、企業版ふるさと納税により、対話会を中心とした壱岐なみらい創りプロジェクトに対する財源を調達し、補助する仕組みを検討しております。

最後に④、地域プロジェクトマネージャーの制度の活用はという質問でございます。

地域の活性化に取り組む場合、行政だけでは、地域の人々を巻き込みつつ、必要に応じて専門的知識を有する外部人材等と連携しながら進めていくことが重要でございます。行政、地域、民間及び外部専門家等の考え方や発想を適切に調整し、橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する人材を、地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度が総務省により今年度創設をされました。

本市におきましては、地方創生の実現に向けたまちづくりの柱であるSDGsの推進に取り組んでおり、これまで様々な先進的プロジェクトを実施してまいりましたが、今後はそれらを市内に普及・定着させていく段階に入ることになりますが、新しい技術や手法、考え方のため、言葉自体も難しく、なかなか地域への理解が進まないという課題がございます。そこで、本制度を活用して、市民・企業・行政など、様々な立場の人の間に立ち、それぞれに適した言葉でプロジェクトを説明し、関係者をうまく巻き込みながら、さらなる普及・定着を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） これまで壱岐市が取り組んでこられた未来都市へのモデル事業の大まかな内容としての実績、そして質問しておりましたいわゆる対話会の形態、そして共創の仕組み、そして地域プロジェクトマネージャーについて答弁頂きありがとうございます。

対話会につきましては、私も何度かは参加して、高校生の皆さん方が、そして地域の方と一緒にいろいろなアイデア、グループで考えてアイデアを出し合い、そしてずっと活動されてありましたし、壱岐高ではクラブもできてあったのかと思います。だから非常にこう、若い方の考えを聞く機会としてはとてもいい機会になってたんですけど、先ほども課題で言われましたように、大人の皆さんの参加がどうしてもこう、来てみたばってん、何かちょっと自分の期待とは違っていったような、先ほど言われたいわゆる企業に直接結びつかないというか、日常の生活はある程度、海をきれいにとか、ごみのどうとかそういういろんな部分はあったんですけども、そういったことで形態についてのお尋ねをしましたが、今度は事業者にも参加できるようなそういった工夫、また商工会青年部とかいろいろ若い方々が参加して、いろんな問題意識あれこれ持たれる中でさらに推進し、理解していただける、そういった場づくりもしていただくというようなことを言っていて、とても嬉しく思います。

この仕組みづくりと地域プロジェクトマネージャーというのがこれからの推進に向けては大きな役割といたしますか、より市民の皆さんに理解していただける機会につながるのかどうかのところになると思いますので、幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、明後日に今年度のまとめといたしますか、壱岐なみらい創りプロジェクトのSDGs対話会2.0が行われますので、私も楽しみにして参加をしたいと思っておりますが、いわゆるこの対話会2.0とか粋なSociety5.0とか、インダストリー4.0とか、そういったところが非常にこう、いろんな資料を読めば、ああ、なるほどそういう意味なのかというのは分からないではないんですけども、やはりそういったことが何か少し毛嫌いといいますか、何か取っつきにくいなあというような、私だけがそうかもしれませんがそういう気がしますので、そういったことへの理解への橋渡しというようなことで、その地域プロジェクトマネージャーを例えば有効に活用されるんじゃないかというふうには期待は高まるわけですが、実は今2018年からこの未来都市のモデル事業が進んで、3年経過して、いわゆる進捗評価というのをされてます。そしてこれを基にしながら、昨年からの3年間、改訂版といたしますか、この未来都市の計画が出ますので、先ほど久間総務部長さんが言われましたようなことがその内容に載せられていました。

実は、壱岐なみらい研究所に研修生として参加されてある方のお一人の方が研究発表を昨年度されてまして、内容が、「市民の意欲に投資する『壱岐なみらい倶楽部』の創設～人がつなぐ住みつけたい壱岐の島の実現～」というタイトルで発表されたのを聞きました。そのほか、いろんな方々がこの研究といたしますか、いろんな実践をしながら発表されてるんですけども、そういったことを今後もっと取り入れられてされるんだとは思いますが、どうしてもその内容が市民の方々等に伝わっていないというか、そういう発表会がいつあるか等は掲示板とかスマートニュースとか、あれこれいろんな情報機関をつなげながらされてはいると思うんですけども、このよさを発信するところの改善といたしますか、もう少し今やってあることを伝えてほしいというふうには私は願うものですから、何か情報発信の強化の面で先ほど言われましたけど、何かもう少し補足、こういったすばらしい取組とかをもっと知らせる手段といたしますか、お考えはないのかをお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

情報発信の強化についての再質問と思っております。

壱岐市としましては、令和4年度におきまして、戦略的な広報プロジェクトという形で現在考えております。これにつきましては、SDGsの推進については先ほど申しましたように全国でも先駆的な取組をしておりますけれども、まだまだ十分な浸透、市内においてもできてないという、それを解決するためにまず主な取組内容として、SDGsに関する市民活動、ビジネスでの活用事例とボランティア活動などをはじめ、対話会やSDGs教育事業の取組をケーブルテレビ、広報紙、啓発パンフレット、SNSなど、様々な媒体で年間を通して発信することなどで、等身大の活動に触れる機会をつくっていかうということで考えておりまして、その理解の促進と、一

人一人がSDGsを自分事化して捉えていただきたいという取組を考えております。

令和4年度の当初予算のほうにも今計上はさせていただいておるわけですが、理解しにくい行政用語や行政の描く未来像を、市民の皆様向けに分かりやすく翻訳して伝えるためのデザインやライティング、企画に関する経費、そして啓発パンフレットや広報紙の制作費、ケーブルテレビでの放送企画費、島内新聞などへの記事の広告費など、予算総額で750万円を考えておるところでございます。そういう形で、令和4年度においては戦略的な広報プロジェクトという位置づけで取り組んでいきたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 安心しました。その辺の予算的な内容についてはまだまだ私も勉強不足でよく見通してなかったのが、戦略的な広報プロジェクトをしっかりと充実させて、予算もつけて、しっかり皆様にお伝えしていただけるということで非常にまた期待してきたいと思います。

もう一つですが、この地域プロジェクトマネージャーについて私も調べてはみたんですけども、プロジェクトをちゃんとこれまでの課題とか何を指すのかというような部分をしっかり決めて、そして募集をして、人をということが載せられていましたので、私はこのSDGsに関することのどこかメスを入れたいとか、ここに力を入れたいというようなところでこのプロジェクトマネージャーを配置できるようにプロジェクトをつくれるのか、またまた、まちづくり協議会というのが私たちの生活ではどうしてもまだ全地域に、小学校区にできてるわけじゃありませんが、そこら辺の何かこうプロジェクトをされるのかとか思ったり、自分勝手に思うわけですが、何かプロジェクトマネージャーを募集するに当たり、その前のこのプロジェクトの予定といますか、何かそういったお考えがあればお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの説明の中では外枠、概要の部分だけだったので分かりにくかったと思っております。まず、地域プロジェクトマネージャーとは、これは先ほど申しましたように総務省の新たな制度でございますが、市町村が実施する地域の重要プロジェクトの現場における責任者として、プロジェクトチームを運営し、関係者間を適切に調整し及び橋渡しをしながら、当該プロジェクトチームを運営し、関係者間を適切に調整し及び当該プロジェクトを推進するとともに、人材育成や体制整備などプロジェクトの自走化に向けた手立てを講じることにより、地域活性化に向けた成果を上げていく者をいうという形での定義づけがされております。

壱岐市においてでございますけれども、今回の制度概要として、まず対象者につきましては、当該自治体の重要プロジェクトの推進に現場責任者の立場に従事をさせたいと。制度的なところで

行けばプロジェクトの従事期間は、おおむね1年以上3年以下となっております。そして生活の拠点を、これ地域おこし協力隊と同じでございますけれども、3大都市圏をはじめとする都市地域から、過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であるということになります。これは財源、地方財政措置としましては、地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象として上限が650万円でございますけれども、特別交付税措置があるということでございます。

先ほど議員が御質問されております壱岐市の何の重要なプロジェクトに従事させるのかという部分でございますけれども、施政方針で触れておりますように、SDGsの推進を重要プロジェクトと位置づけます。具体的なプロジェクトマネージャーの配置といたしましては、まち・ひと・しごと総合戦略を具現化する受託事業と、自治体SDGsモデル事業の推進事務局という、壱岐市の地方創生における中間的支援組織として重要な役割を担って活動しております、先ほど清水議員からも出ました壱岐みらい創りサイトの事務局長的な立場として壱岐市プロジェクトマネージャーを配置したいと考えております。現在、壱岐みらい創りサイトには、市からは正規職員1名を事務局業務の担当として配置をしておりますが、地域プロジェクトマネージャーを強化して、行政、市民、島内外の企業などをうまく結びつけて、将来を見据えた壱岐の生活を守るための変革事業に取り組みたいと考えております。

事業内容案としては、生産年齢人口及び年少人口の増加の実現プロセスである循環型経済、そしてESDプログラム——持続可能な開発のための教育を実行したいと考えております。持続可能な自立型中間支援組織の育成、自走化をするための体制の変革も含めての取組ということで考えております。

もう続けて、詳しく言いますけれども、その職員の身分になりますけれども、会計年度職員として任用することになります。採用の方法につきましては、公募による選考採用を予定をしております、6月1日採用ができれば最短の任用ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。いろいろ詳しく、私が調べたこと以上にやっぱり考えて、具体的に考えていただいているということで、とてもこれからの壱岐市の未来都市、SDGs未来都市の一閃に期待をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。協力できるところはしっかり協力しながら、官民でという大事な部分をしっかり担っていきたく思います。

それでは、2つ目の質問、地域コミュニティづくりについてです。

施政方針での基本目標3、地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせるの項では、第

3次総合計画に基づき、（１）まちづくり協議会の推進、（２）地域福祉の推進、（３）健康づくりの推進、（４）国民健康保険、（５）後期高齢者医療、（６）に壱岐市総合型地域スポーツクラブの支援事業ということが、基本目標の中をまとめて6つに分けて述べられました。今後の壱岐市の地域コミュニティづくりにおいては、SDGsの理念であります誰一人も取り残さないということから、この項の1番はまちづくり協議会の推進だということは分かります。が、今なお一緒に活動をしてたりなんかする時々、これまでの地域の公民館活動だけでは駄目なんですかという声が聞かれることもあります。地域でのまちづくり協議会の活動の現状は、私が所属する自治公民館の活動があって、そしてまち協の活動が運営委員さんを中心に役員とあとボランティアを募集しながら進めているわけですが、なかなか理解の輪が、協力の輪が広がっていったいなあとということを少し、残念ということではありませんが、なかなかそう簡単に理解の輪が広がるもんじゃないなというのを感じていたもんですから、この質問を上げたわけです。

加えて、役員の後継者選出課題もあると思われます。どうしてもそれぞれの自治公民館等には、もうこれまでのちゃんとした役員とか仕事内容とか活動がもうはっきり皆さん理解しておられますので、簡単に言えば輪番的な、役員決めで何らそう大きな問題になることはありませんが、どうしてもまた別個にこうやってまちづくり協議会ができてとかいうことになると、うちの沼津全体をまとめる役員選出にはなかなか厳しいなというようなところがあるもんですから、今ある自治公民館活動や地域公民館での取組などを生かしながら進めていかないと、このまち協の全小学校区配置といいますか、設立というのなかなか難しいんじゃないかなと思いましたもんですから、それに関連する3つのことを質問させていただきます。

自治公民館活動と地域公民館活動は、これからも今の現状維持で進められていくのでしょうか。

2つ目に、これからの地域コミュニティづくりにおいては、まちづくり協議会との関連で自治公民館の統合とか、社会教育法にある公民館の人材づくりとか、地域の実情にあった選択のできるようなコミュニティのスリム化というのを期待するわけですが、そのような検討はできないのだろうかというお尋ね。どうしても壱岐の島内でも人口高齢化率とかなんかを見ても、非常に実情に差がありますので、そういった検討はできないのかという意味でございます。

3点目に、この総合型地域スポーツクラブの支援事業をこの地域づくりにも生かしていきたいというお考えだと思いましたので、そのスポーツクラブ支援事業の内容についてのこの3点お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 清水議員の2番目の地域コミュニティづくりについての、まず1番目、自治活動、公民館活動は現状維持で進めるのかという御質問と2つ目の自治公民館の統

合など、地域の実情に合った選択のできるスリム化を期待するが、そのような検討はできないかという御質問にお答えをさせていただきます。

まず、自治公民館活動につきましては、市内には現在238の自治公民館がございまして、9,162世帯が加入されております。現状といたしましては、そのうち65歳以上の占める割合が50%を超えている自治公民館が、これは少し前になりますが、令和2年9月末現在で33自治公民館ございます。人口も年々減少いたしまして、役員の担い手不足、そして高齢化による自治公民館活動への支障が出てきている現状と認識をいたしております。

しかしながら、自治公民館につきましては、地域住民が管理し、そして自主的に活動を行う組織でございますので、現状維持かどうかにつきましては各自治公民館の判断に委ねられるところでございます。例えば、市の主導でそういった場合については、合併を例えば進めていくということにつきましては、長い歴史の中で形成された組織でございますので、こういったところにつきましては非常に難しい面がございます。

市といたしましては、なお引き続き自治公民館運営費等の交付金などによる地域での自主的な活動を支援する一方、各地域において高齢化などが進んで人数が少ないところもございまして、実際に自主的に合併された自治公民館もございまして。このように、各地域において、ただいま申し上げました高齢化等が進んで人数が少ない場合などについては合併等について検討をさせていただければと思っておりますし、御相談を頂ければ対応をまいりたいと考えております。

この後、ただいまの関連を含め、教育委員会からの答弁となります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 8番、清水議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の自治活動と公民館活動は現状維持で進めるのかとの質問でございますが、社会教育における公民館は、昭和24年に制定をされた社会教育法に定義をされているとおり、法的に位置づけされたものでございます。壱岐市におきましても、地区公民館は社会教育法に基づく施設として、子供から高齢者まで幅広い年代層の方々が文化、教養、地域課題等を学んだりして、生きがいつくりや健康づくり、仲間づくりのため重要な役割を果たしています。

まちづくり協議会の設置目的、活動内容、活動する団体等は、地区・地域公民館等の取組と類似した部分も大いに含まれていますが、地区公民館としての活動はこれまでどおり継続をしていくべきものと考えております。

2番目の地域の実情に合った選択のできるスリム化を期待するが、検討をとの御質問ですが、

まちづくり協議会は自治公民館、地区公民館以外に様々な団体で構成をされております。そして、まちづくり協議会が目的とするものと構成する団体が個別に目的とするものは全くの別物ではありません。また、構成する団体の活動がまちづくり協議会の目的につながる部分もあると思います。

清水議員の御提案のように、まちづくり協議会が活動するものを自治公民館、地区公民館、まちづくり協議会で個別の活動として選択していくというよりは、構成する団体それぞれの特色を生かして、地域全体が連携してまちづくり協議会の制度を活用していきながら、地域全体の課題解決を図っていくものと考えております。

次に、3番目の総合型地域スポーツクラブ支援事業についてですが、総合型地域スポーツクラブとは、住民の、住民による、住民のための地域スポーツクラブであります。総合型地域スポーツクラブの「総合型」には、運動やスポーツの持ついろいろなメリットによって、健康や体力のアップだけでなく、地域の活性化、人と人との交流、高齢者の生きがいづくりといった様々な効果を総合的にもたらすという意味も含まれています。自主運営・自主財源を基本とするクラブであり、地域の人々が交流するためのコミュニティクラブでもあります。地域の問題や日頃住民が抱える悩みをクラブを通じて解決することも総合型地域スポーツクラブの活動の目的、理念、意義となっております。

その特徴としましては3つございます。

- 1つ、多世代、子供から高齢者の方まで、年齢や性別、幅広い年齢層の人が参加できます。
- 2つ、多種目、1つの運動スポーツ種目だけでなく、複数の種目が楽しめます。
- 3つ、多志向、上手になりたい方、気軽に楽しみたい方など、参加目的の違いに応じた活動ができます。

長崎県内には現在32団体、離島部におきましては対馬市と新上五島町、そして小値賀町にそれぞれ1団体がございます。

総合型地域スポーツクラブ創設支援事業補助金は、スポーツを通じた地域のコミュニティづくりを担う総合型地域スポーツクラブの育成支援を図るため、総合型地域スポーツクラブまたはその設立準備のために設置をされた組織が行う事業に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの実施をいたしますスポーツ振興くじ助成金事業において、助成事業者である壱岐市を通じ、間接助成事業者である組織に対して令和4年4月1日制定の壱岐市総合型スポーツクラブ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行うこととなります。助成の対象期間は継続する2か年度、またはクラブの設立までのいずれか短い期間となります。

令和4年度にスポーツ振興くじ助成金事業の交付決定通知が受理されれば、この期間に今後の具体的な活動内容について協議をし、令和6年4月1日設立に向けて準備を進めることとなります。

す。助成対象経費の限度額は下限40万円、上限120万円、助成割合は10分の9、助成金の限度額は108万円となります。残りの10分の1につきましては、会員の会費等で運営されることとなります。

なお、総合型のクラブの核となる団体は、例えば既存の野球やサッカー等の単一スポーツ少年団等の団体が従前から行っている活動に対する経費につきましては、対象となっておりません。

以上でございます。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。それぞれ自治公民館も地域公民館もそれぞれの役割、まちづくり協議会もそれぞれの目的等がありますので、重複したりするようところは幾つかありますが、その辺はそれぞれの地域でしっかり立て分けながら、よりよい市民の皆さん方の生活といたしますか、コミュニティにつながっていくように、頑張らなきゃいけないなど、取り組まなきゃいけないなということは理解できました。

時間もありませんので、先ほど最後に御答弁頂いたこのスポーツクラブの設立についてですが、既存のあるクラブには対象じゃありませんよというようなところがあるんですが、いわゆる地域、私たちの身の回りにはグランドゴルフをする人、ゲートボールをする人、子供たちのちょっとしたいろんなクラブだったり、集まりだったりありますから、それぞれの地域でこういったスポーツを通じて地域づくりをしようなというときは、そのつくりたいと思う地域の既存なものを合わせて新たにつくっていいのかなというふうには受け止めたんですけども、その辺の何か制約といたしますか、既存のそういったスポーツクラブと今度このスポーツクラブとは、総合型とは何か違いといたしますか、制約とかそういったところがあれば教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

既存の団体、先ほど野球とかサッカーとかのスポーツ少年団ということを申し上げました。この一つの単一のスポーツでは対象にならないということでございますので、今回、設立準備委員会で予定をされております活動といたしましては、ノルディックウォーキング、モルック、ボッチャといった複数の競技を計画されております。単一の競技としてではなくて、複合、複数の競技について計画をしなければいけないということで御理解を頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） はい、ありがとうございます。この辺もそれぞれのこれからいろんなスポーツの関心のあられる皆さん方には、検討のいいお話だと感じておりますので、十分その辺の内容を周知をしていただいて、より広く皆さん方がこういったいい取組をしながら、地域

づくりに生かしていただきたいなというふうに思いましたので、その辺の伝達といいますか、情報発信をよろしく願いいたします。

今回は、SDGsの未来都市の推進事業と地域コミュニティづくりを質問させていただきましたが、どうしても私たち市民がよく理解をして、そういった市の取組に対して理解して、自分の自主性といいますか、やってみようというそういう気持ち、前向きな一歩、二歩ができるように、私たちもこれは進めていかなければ、せつかくの、変な言い方ですけど、市政でいわゆる税金を使つてのいろんな取組になりますので、そこら辺をこれからは私もしっかりさらに勉強をして頑張ります。

一般質問終わります。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。武原議員。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） こんにちは。3番、武原由里子が、通告にしたがひまして、大きく3点質問いたします。

まず1点目、市長の説明責任と再発防止について。2017年5月の彦根市政治倫理審査会報告書によりますと、市長は自らしかるべき時期に説明を行うと明言されています。今回、民事訴訟の判決の確定に当たって、ホームページ、ケーブルテレビ、市報などで広報されていますが、この市民への説明責任が十分果たされているかどうか、考えております。ぜひ記者会見や市民との対話、オンラインを含む対話の場が必要だと考えます。また、再発防止の徹底のため、記者会見や対話の場の様子を動画、アーカイブに保管し、いつでも市民が検索、視聴できるような再発防止策を確認できるようなシステムの構築が必要だと考えております。

お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する、理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、武原由里子議員の御質問にお答えいたします。

民事訴訟、損害賠償請求事件の判決確定に当たっては、御承知のとおり市民皆様に対し市議会の中での御報告、並びに壱岐市ケーブルテレビ、市ホームページ、市広報誌にて私からおわびと内容説明をさせていただいたところであります。その内容といたしましては、これまでの経過と判決結果、並びに判決結果を受けての私の考える4つの責任について、皆様へお知らせさせていただきました。

その説明の中でも触れておりますが、平成29年1月の刑事訴訟からこれまで5年間にわたり検察庁や裁判所において、誠実に細部に至るまでこちらの主張や説明を申し上げてきたところでありますが、市民皆様にその内容を御説明申し上げるには、限界もございます。また、議員御提案の裁判の内容に関して記者会見や対話の場を設けると、ある部分からのみの御質問、御意見等についてお答えするという形になろうかと思われまふ。そのような形でこちらの主張のみをお伝えすることは適当ではないと考えております。

双方の主張を踏まえ、裁判の中で出された結果が今回の判決文、判決内容であり、今回の判決結果を受けての経過や内容説明を可能な限り分かりやすくお伝えするよう、努めたところであります。こうしたことから、この件に係る記者会見や対話会等の開催は考えておりませんが、ただいま申し上げたように、これまでの全ての内容を精査された結果が、既に御報告申し上げた内容でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、今回の事例は、市長の裁量権の逸脱、濫用ということでございまして、一般的な再発防止の概念にはなじまないものと思っております。少し話が本来のほうとは少し外れますけれども、議員はかねてから広聴、広報に力を入れるべきとの御意見をお持ちであります。議員御指摘の動画をアーカイブに保管し、いつでも検索、視聴できるシステムを構築することにつきましては、行政の効果的な情報発信の一環として検討を重ねてまいりたいと考えております。

このことについて、本市では令和2年1月から市公式YouTubeチャンネルで動画による情報発信を行っております。これまでにアップロードした動画の内容としましては、いきっこ留学制度の説明、うらふれ体操に関する広報動画やスマートニュース、壱岐市チャンネルの設定方法の説明動画、直近では洋上風力発電に関する説明動画等があります。公式チャンネルの活用については、広報手段の一つとして活用を図るよう、庁内に周知しておりますが、動画のアップロード件数は計8本、チャンネル登録数は約60人ととどまっているのが現状であります。

十分な活用に至っていない理由といたしましては、撮影した動画を編集する必要があるという点だと考えております。動画の編集には、ある程度の技術と時間を要することから、職員が撮影から編集までを行うことは技術的な面や時間的な問題により、活用が進んでいないというのが現状であります。今後、こうした課題の解決及び効果的かつ効率的な情報発信に向け、事業の中で

作成した動画をY o u T u b eチャンネルでも公開する。他自治体の運用状況を参考にするなど、活用についての検討を重ねてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 答弁いただきました。広報されている部分なんですけれども、今回、壱岐市自治基本条例第17条の2、市長等は市政の透明性を高めながら、市民への説明責任を積極的に果たすものとするという条文があります。これを基に今回も広報されたんだと思います。それがつい最近、私ももう一度ホームページをチェックいたしました。2月15日にアップされている内容が削除されておりました。

私も大変驚いて、何度も毎日何度も確認したんですけれども、やはりどこにもつながらない、削除されている。まだひと月もたっておりません。こういう状況で、なぜ削除されていたのか、私は大変驚きました。こういうことがあってはならないことだと思います。特に市長の考えを述べている大事な文の内容ですね、そこのホームページのところから完全になくなっているの、もう一度見たい、確認したいと思った方は、多分できない。そこまで到達できない。私もですね。私はプリントアウトしていたので、ものはあるんですが、やはり新しく見ようとするか、検索すると、ページのところまでは検索項目には出るんですけども、ページはもう削除されてありませんとしか表示されておりました。

これは大変問題かなと思っております。なぜ削除されていたのか、ちょっと御確認お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま武原議員がおっしゃる今の御質問が、そのことが原因だったということを、今分かったわけなんですけれども、そこは私正直申し上げて、私自身が気づいておりませんでした。それはおわびを申し上げます。私は、今、市報では活字に残っております。そういった意味からしても、私の監督の不行届きであったと思っております。私も技術的なことは分かりませんので、上げられると思いますので、再度上げさせたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。ぜひ御確認いただいて、すぐに、早急に上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の再発防止については、今、市長の答弁によりますと、今回は市長の恣意的なことということで、再発防止の裁量権の逸脱ということですね、ほかのことへの再発ということにはならないというふうに、今お答えいただいたんですけれども、私の考えとしましては、今回、市長の裁量権というところを言われましたように、幾つもほかの分野においても市長の裁量権っていうのは

あると思うんです。ほかの条例や規則、要綱におきましても、市長が認めるとか市長の判断でとか、必ず書いてあります。そこがやはり市長の裁量権ということで、今回と中身は違って、市長に対する裁量権はあると思いますので、やはりここではきちんと今回のことを反省、どこが間違っていたのかというところを踏まえて、再発防止に対するお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 武原議員の追加の御質問でございますけれども、そのことについては、今回、私は本当に反省をいたしておりまして、条例も出しているというようなことでございますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今は反省したことを減給という形で上程しているっていうことですか。それでということですね。ということは、そこは反省ということで受け止めました。しかし、その裁量権の逸脱、濫用というところで、ほかの条例や規則、要綱に書かれていることに対しても同じようになりかねないということを、私は危惧していますので、その辺りの再発防止の市長としての思いというか、決意をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先日も申し上げましたけれども、そのことを忘れないために、24か月ということで条例も提出しております。今おっしゃいますように、そしてまた私はそのことについてやはり間違っているときは助言してくれということを部長会でも申して、やはりそういった中で自らを律していきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 部長会にもぜひ助言をいただきたいというところで、再発防止をそういう形で取られるということで理解してよろしいでしょうか。

今回、竜崎市自治基本条例第26条も見えておりました。市長は、市政に関わる、特に重要な事項について、住民の意思を確認するために必要に応じて住民投票を実施することができるとあります。この住民投票っていうことも、皆さん住民の意思っていうことが、今回、説明責任を市長としては果たされた。それが本当に住民にはそれが伝わっているのかどうか、実際のところ分からないと思います。この広報っていうのは、どうしても一方通行の今回の広報、ホームページ、ケーブルテレビ、市報、一方通行です。やはり住民がどうそのことに対して考えているのかっていうところで、私は記者会見や対話の場をとということで提案いたしました。

しかし、その必要はないというふうに、今、市長はお答えいただいております。そこで、住民投票で住民の意思を確認するっていう方法もあります。また、市長が言われております4つの責任の4番目、政治的責任、これは日本大百科全書というところで調べましたところ、政治家は社

会に対して包括的な影響力を持ち、その言動によって住民の生活が左右される。深い洞察力によって行為の結果を予見できる人でなければならない。選挙が政治的責任を問う機会であると政治的責任の説明をしてあります。

今回のことで、やはり市民は自分たちの思いを伝えられていないということに、かなりいろんなところから声があります。やはり市民は、市民の怒りの声っていうのがなかなか、多分市長には届いているのかいないのかっていうことなんですけど、なかなか表に出ていない声。ある市民の方は市役所の前に座り込みをして抗議をしたら伝わるだろうかとまで言われました。今回の1割カット、10分の1ですね、減給処分、これはあまりにも軽すぎる。道義的責任は、これでは果たせてないんじゃないかという声もあります。

やはり市民にはそういう市長の思い、説明責任がきちんと伝わって、それが市民は市長に伝えたいのに伝えられないというところに、今、大きな問題があると考えます。判決確定後、再度市民からの信託を受けてからしか、本来の市政運営は継続できないと私は考えております。壱岐の未来を考えて、住民の意思を再度問う、住民投票、または選挙という行為を通して、市政の運営を継続できるのではないかと思います、市長、その辺りの考えをお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この件に関しては、市民の皆さんもいろんな御意見があると、十分承知をいたしております。ただ、私は判決の内容について、市民の皆様にも今、武原議員は一方的とおっしゃいましたけれども、その内容について御説明を申し上げて、御理解をいただいたというふうに思っておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 一方的っていうのは、全員がそう思っていることはないんですが、やはり市民の声が届かないっていう方からは、もう大変市民は多分対話をしたっていう、市長に対して自分たちの思いを市長聞いてくださいっていうのが多分一番だと思います。そこがなくって、今、減給、この上程の案で市民が納得して、このまま続けられるのはどうなのかっていうところを考えている市民の声があるっていうことを伝えて、1番目の質問を終わります。

続きまして、第2点目です。自殺対策の取組についてです。今回、壱岐市の自殺死亡率は県下でワースト1というところで、過去のデータになるかもしれませんが、また長引くコロナ禍において、経済的にも精神的にも苦しい住民が増えております。壱岐市のいち支える自殺対策計画、壱岐市の自殺対策の取組、誰も自殺に追い込まれることのない壱岐市を目指して策定された計画が令和4年度改定になりますが、現段階の中間評価、目標達成状況、及び具体的な取組状況について、お尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 3番、武原議員の御質問にお答えをいたします。初めに、壱岐市のちを支える自殺対策計画の策定につきましては、策定年度である平成30年度の国からの報告において、過去の本市の自殺死亡率が長崎県内でも高い状況であること、キーワードが高齢者、生活困窮者、自営業者であること、さらにその要因も健康、経済、家庭問題など、複合化していることが示され、この対策は健康部門だけでは進められるものではないという判断の下、市長を本部長とする壱岐市自殺対策推進本部を設け、全庁横断的な取組としまして、19課21名のワーキング職員を選出し、市役所以外の医療、福祉、警察、法律事務所などからも御助言を仰ぎながら、ワーキンググループの中で現状や課題、今後の取組につきまして議論し、計画に盛り込んだところでございます。

中間評価と目標達成状況につきましては、数値目標の1点目、平成28年度人口10万人当たりの自殺死亡率30.0人から、目標年度令和4年度を24.0人と設定をいたしておりますが、令和2年度は22.7人となっております。平成30年度は長崎県内ワースト1位でありましたが、令和3年度は14位、令和2年度は4位と、人口10万人当たりということもあり、年度間の変動が大きい状況ではありますが、平均しますと依然としまして高い割合で推移しているものと認識をいたしております。

2点目の睡眠が十分取れていない人の割合は26.4%から、目標年度24%と設定をいたしておりますが、令和2年度は26.1%であり、横ばいで推移しており、未達成となっております。3点目の市役所の自殺対策研修は、4年後の市職員の受講率を70%以上と設定をしておりますが、令和2年度に総務部門で開催された講習会への参加は、保健師、栄養士は100%の参加となっておりますが、全体では25%の参加となっております。

次に、具体的な取組状況としましては、計画を推進するに当たり、ガイドブックの作成、ワーキング会議の開催を行ってまいりました。また、市民の皆様にも分かりやすくお伝えするため、計画の市民版を作成いたしております。壱岐市のキーワードである高齢者、生活困窮者への対策としましては、地域包括支援センターや社会福祉協議会の相談職員、4町の民生委員、またヘルスメイトの方々にゲートキーパー研修を行い、啓発を行ってまいりました。

しかしながら、コロナ禍の中で集会等の場が制限されたことや、感染拡大防止へのワクチン接種が最優先課題となり、この1年半は十分な活動を行うことができず、歯がゆさを感じております。コロナが落ち着きましたら、壱岐保健所と連携し、早急に取り組の評価を行ってまいりたいと考えております。

また、自殺願望などに陥る前段階での対応としまして、心の健康づくりやストレス解消など、日常の生活の中で取り組むことの重要性につきまして、市民皆様に関心と理解を深めていただく

ために、市報等、広報媒体を活用し、広く周知を図りながら、悩みを抱えている方々へ産業振興・商工部門そして地域と連携し、声かけや見守りの輪を広げ、細やかな相談体制づくりの充実を図るとともに、長引くコロナ禍による行動、社会活動の制限が自殺者数に影響を与えていることなどの因果関係を分析し、次期見直しに当たり、新型コロナ対策を含めた内容を盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 詳しい答弁、ありがとうございます。今回、私がなぜこれを取り上げたかと申しますと、今年1月の3連休に、ある方からお電話がありました。年末年始、食べ物もなく、お金も底をついて、仕事もないんです。結局、何とかコロナ禍もあって、仕事も本当にない状況の中、自分でどうにかしようといろんなネットビジネス等にも手を出されて、最終的には多重債務に陥っておられました。年末年始ですので、相談窓口もなく、対応できる、相談できるところもなく、本当に1人で悩み、もうちょっと本当にうつ状態ですね、食べる物もなく、このままだと自分はもう生きられないかなってということでお電話がありました。

やっぱりその方は、障害手帳をお持ちです。高齢です。そして独居でした。全くお1人で悩み、何とか年を越して、連休だったのでどこにも頼れずに、たまたま私のほうに電話があったんですが、やはりこういう方がほかにもいるんだろうなと、そのとき考えました。そしてどういう支援体制があるのかって、まず私も対策をいろいろ見たときに、先ほど言われましたように生活困窮者、社協さんですね、あとまたケアマネージャーさん、民生委員さん、本当にいらっしゃいます。しかしなかなかそのSOSを、その方は発信できなかった。何とか自分でどうにかしようと思って、頑張っておられた。生活保護だけは受けたくないんですって、ずっとおっしゃっていました。

でも、もう本当にそれは無理な段階までこられて、今、多重債務精算のために法律事務所と相談もされ、今回、自己破産、また廃業、そして生活保護という今の流れで手続きをされておられます。本当に1人で困られていました。タイミングが本当に年末年始ということもあったんですが、どこにどう頼っていいのかも分からなかったみたいです。そこで、幾つかサポートの場所をおつなぎいたしまして、今はきちんと対応してもらって、すごく今は前向きに次の、自分も何とか生きていくための手続を今やっていますということで、少しだけ安心しております。

やはりこういう方も本当にうつ状態になられて、食べ物もない、お金もないような状況を何とか周りがサポートできる体制っていうのがやはり必要だなと感じた、今回、その自殺対策、どのようになっているのかってところで見えていました。先ほどもストレスに対する市民のチェックシートとかも、この計画の中にはちゃんとつくってありました。本当にきちんとしたものをつく

られていますので、これをやはり市民は有効利用できていないなど、私も知らなかったんですけども、そういうチェックシートで日頃から自分の心の状態、また自分の家族や周りの方にもそれを進めるような取組を、今後されていくってことです。ぜひこのストレスチェックシート、ぜひ市民の目に触れるような形で、使えるような形でしていただきたいなと思います。他地区では、実際、このシートではなく、ストレスチェックのアプリ、アプリ化をして、ネット上にも上げている自治体もございました。ぜひ、今度からそういうことも考えていただきたいなと思います。

また先ほどもゲートキーパーの研修ということも言われました。これもすごく大事です。社協の方、民生委員さん、ヘルスメイトさんというところでいわれておりますが、またそのほかの方々へも対応の仕方が、その方だけではないと思いますので、ぜひ市民の方にもそういう研修の場をつくっていただきたいなと考えております。

今のところ、そういう研修の機会は、市民向けには何か考えておられるでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） まずチェックシートのアプリ等の活用につきましては、今現在、コロナ禍の中でもありますし、市民の皆様が活用できるようにホームページ、またLINEのアプリ、そういったもの等に載せてまいりたいと考えておるところでございます。

それとゲートキーパー研修につきましては、なかなか今、集いの場というのが制限をされている状況もありますけれども、公民館等からそういうふうな要望等が上がれば、こちらのほうも感染対策を図りながら、行ってまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。先ほどストレスチェックシートですね、それプラス相談窓口の一覧というのもあると思います。これもぜひ市民向けに、先ほど市民版のパンフレットをつくったというふうにおっしゃられました。それにも書いてあるんですけども、やはりもう一度ホームページ等で見やすい形で、こういうのがあると相談をしたい方、また受けた方も調べやすいかなと思います。ぜひお願いいたします。

あと、またその相談窓口も、通常ですと平日の昼間の時間しか書いてありません。やはりこういう心のうつ状態な、健康のお悩みの方などは割と夜の時間とか相談があつたりします。最近ではSNS相談とかもあるようですので、そこら辺のも載せていただくとありがたいかと思います。一番は夜間休日対応の窓口が少ないというのが、すごく問題だと思います。

次は、今、壱岐ではかなり自殺の方が多い、特に中高年の男性が多いっていうのが、多分壱岐の特徴だと思います。そうなりますと、この自死遺族の、特に子供たちもいると思います。こういう子供たちへの対応等は今まで何かされておりましたでしょうか。お尋ねです。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 武原議員の質問にお答えをいたします。壱岐市の自殺の特徴としましては、働き盛りの40代、50歳代の自殺の増加が見られるという報告も上がっております。そういった中で、子供さんに特化した相談というのは、今のところこちらのほうも受けていないわけですが、やはり複合的な要因が関連をしておりますので、各部門と連携を図りながら、相談体制の構築を図ってまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） すいません、私の説明が悪かったですね。自死遺族ですので、親が亡くなったお子様に、子供に対する支援っていうのが何か、今まで壱岐市ではあったのかなと思ってのお尋ねでした。よその地区では地域では、自死遺族の会とか、そういう自助的なグループもあります。どうしてもこういうデリケートな問題ですので、各お一人お一人が悩みを1人で抱えておられるので、やっぱりそれをお互いに自主的なグループをつくって、そういうケアをお互いに行っているようなところもあります。またそこに親が亡くなった子供たちっていうのも、自死遺族の遺児もありますので、そういう面も次回の計画等に生かしていただきたいと思っております。

また次が最後になりますが、前回の計画のときのアンケートにもありました、壱岐病院の精神科についてです。病棟の復活や緊急救急医療体制、精神科のですね——が必要だ、また精神科の夜間や休日の体制整備もぜひ必要だということで、アンケートにも記載がありました。恐らくこれは今も変わっていないかと思っておりますので、次の計画等もお願いいたします。

最後に、次年度の自殺対策計画の策定に当たり、やはり貧困や介護、メンタルヘルス、ひきこもり、多重債務など、様々な問題に配慮する必要があります。自殺の背景には、必ず孤立、孤独が潜んでおります。現在の支援体制の課題を踏まえ、ウィズコロナに対応した誰一人取り残さない支援体制の強化、また居場所づくりや地域の見守り、支援者の育成、庁内連携や地域ネットワークなど、包括的な支援が必要と考えます。ウィズコロナに対応した自殺対策強化の推進について、自殺対策推進本部長として、決意と今後の方向性について見解をお願いできますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この自殺対策につきましては、県が今、最も力を入れておられて、私も平成30年に初めて県の会議に参りまして、そのときに壱岐はワースト1だと、実際耳、それから資料に目を疑ったんです。そしてこれはいけないということで、課長と一緒にいったんですけど、どうかしようということ。ところが、それからなかなか自殺が減りませんでした。私も身近な人が自殺をしておられて、家族の方に何があったんですか、どういう悩みがあったんです

か、それが極端に言えば、奥さんがそれが分からないんですとおっしゃる。そういった自殺というのは本当に何が原因か分からない。

しかし、今、議員おっしゃるように、貧困であるとか、精神的なものであるとかいうのは大きな要因だと思っております。ぜひその自殺防止対策について、市役所を挙げて取り組みたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。3月は、実は自殺対策強化月間となっております。ぜひ次年度の計画に向けて、庁内連携を取って、また計画を各団体とも含めてつくっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは3点目の、壱岐市地域福祉計画、壱岐市障がい者計画について、質問いたします。市長の3月の施政方針でも述べられました地域福祉の推進についてというところで、令和4年度から5か年計画として第3次の壱岐市地域福祉計画と壱岐市障がい者計画が策定されております。それについて、質問です。今回、全て見させていただきました。素案について、アンケートも、中高生も含めて3種類のアンケートも実施されておりました。大変詳しいアンケート、そのアンケートの結果を見ますと、やはり市の福祉サービスや福祉活動の情報提供が不十分、福祉サービスの内容や利用方法などの情報、困ったときの相談できる機関や窓口に対する情報がもっと充実させてほしいという結果が出ていました。

やはり弱い立場の方、いろんな苦しみ、悩み、取り残されやすい人々の声を生かした、サービスの改善における具体的な取組の事例等ありましたら、お願いいたします。また、地域福祉の増進のため、壱岐市が今後最も優先課題として取り組むべき施策等についてもお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 3番、武原議員の壱岐市地域福祉計画、壱岐市障がい者計画についての御質問にお答えをいたします。まずこのたびの計画の策定に向けて、先般実施いたしましたパブリックコメントに対しましては、議員の皆様をはじめ、市民の皆様に貴重な御意見をいただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。いただいた御意見につきましては、できるかぎり計画に反映させていただいておりますので、改めてお礼を申し上げたいと思えます。

さて、現在、壱岐市では福祉に関する相談窓口として市民福祉課や各支所等での対応をはじめ、高齢者、障がい者、子育て等に関する相談についても、各担当相談窓口において対応いたしております。今回、壱岐市地域計画を策定するに当たり実施したアンケート調査の結果を見ての御質問でございますけれども、改めて補足でアンケート調査の内容を説明しようと思いましたが、時間が無いようですので、ちょっと省略をさせていただきます。

質問の、弱い立場の方へのサービスの改善における具体的な取組事例としましては、一例でございますが、障害福祉事業につきまして満65歳に到達すると介護保険へと移行するのが原則ですが、利用者の意向や障害の特性を考慮して、介護保険と障害福祉の併記を認めたり、介護保険に移行せず、障害福祉事業を継続して提供するなど、市の判断で柔軟に取り組んでいるところでございます。

壱岐市が最優先課題として取り組むべき施策についての考え方として、高齢者や障害のある人が積極的に社会参加することができるよう、これまでどおり公共施設等のバリアフリー化を一層進めることはもちろんでございますが、多様化するニーズと個々の置かれている状況により柔軟に対応するためには、各種施策に総合的に取り組むことが重要であると考えております。また、行政ができることには限度もございますので、自らの努力や隣近所、さらには地域の支援、またボランティアや民間事業所等の事業による展開も必要となつてまいります。

市としましては、壱岐市地域福祉計画の基本理念として掲げております誰一人取り残されることのないよう支え合い、尊重し合い、安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、自助・互助・共助、そして公助が連携した地域共生社会の実現に向けて、計画に掲げた各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 時間がないので、すいません。今、具体例を一つ上げていただいたんですけど、私からもちょっと2点ほど御紹介いたします。前回、聾唖の方がファックスが壊れたということで、ファックスの機器の買い替えですかね、そのときにすごく補助していただいてよかったということをお大変よろこばれておりました。やはり御本人はそういう補助があることすら御存じないんですので、今回、故障して困ってあったときに、そういう補助があるっていうことを市役所の方から教えていただいたことをすごく感謝されておりました。やはりそういう方がほかにもたくさんいらっしゃるのではないかと思います。まだ知られない方も、ぜひそういう補助もある、いろんな機器や、今はサービスもありますので、お伝えしたいと思います。

またその方も、恐らく適用されるんじゃないかと思うのが、障害者軽度生活援助というサービスがあると思います。多分そこは御存じないみたいですので、買物支援を、今ボランティアの方が支えておられます。そういう事業の補助等あることもお伝えしたいと思います。あと、耳が聞こえないので、玄関のチャイムが分からないということです。だから、そういう方には室内の信号装置っていう機材もあります。そういうのも、その方に御提案とかできれば対応できるのかなと思いますので、一人一人いろんな障害も違いますが、そこに合ったサービスがいろいろあり

ますので、そこら辺を御本人はなかなか見つけられません。ぜひ行政のほうでそういう、ありますよ、いかがですかということをお伝え願いたいと思います。

今、困ってある方を支えるボランティアがいらっしゃるんですが、なかなかその方も高齢になっておられます。みんなで助け合いながら、補い合いながら、できるサービスは受けていただき、よりよい、困っていることを聞いて、その解決するための支援策をぜひお願いいたします。

もう一つ、3月の市報にも載っておりました。ひきこもりに対する相談窓口として社協の壱岐市生活相談支援センター、また保健所のひきこもり地域支援センターとありました。市役所内では、そのひきこもりに対する対応は特別されていないということではよかったでしょうか。一応、市報にはその二つしか書かれておりませんでしたので、もうそちらで対応するということですね。分かりました。

一つ、民間団体として、今、壱岐市のほうでは佐世保若者サポートステーションという厚労省からの委託事業で、15歳から49歳までの氷河期世代の方への就労支援等ですね、ひきこもりの方も含めたいろんなサービス等も行っておりますので、これも一つ御提供しておきます。保健所がひきこもりの支援のときに、前回、研修会がありまして、不登校とひきこもり支援ということでありました。実際、今、壱岐市内でも不登校でお悩みの方の声がありまして、いろんな情報を求めておられます。そういう方に、小中学生はまだ学校や委員会が対応されているんですけども、高校中退者、通信制高校、無職者、そういう方々への対応も今後必要になってくるかと思えます。ぜひそういう制度からこぼれ落ちるような方々も中にはいらっしゃいますので、ぜひそういう方にも目を向けていただいて、必要な支援等を考えていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月11日金曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっております。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会